

教務規定の改定について（令和7年4月）

	旧規定	新規定
1	<p>履修認定規定</p> <p>(1) 各教科・科目の出席時数がそれぞれ授業時数の 4/5 以上でなければならない。</p> <p>(2) 履修する意志がありながら、欠課時数が 1/5 を越え 1/3 以下で、欠課理由が病気(要診断書)などやむを得ない事情による場合は、会議等の審議を経て、不足時数に相当する課題を担当の先生に提出し、その成果により認めることができる。</p>	<p>履修認定規定</p> <p>(1) 教科・科目の履修認定は、成績会議の審議を経て、校長が行う。その基準は、各号のいずれかによる。</p> <p>ア. 教科・科目の出席時数が授業総時数の 2/3 以上であること。</p> <p>イ. 特別な事情であると校長が認めた場合。</p>